

みんなでチャレンジ！ 農業体験

町内の各小・中学校では、地域の農家の方の指導のもと、農作物を育て収穫する農業体験を行っています。

自らの手で食物を育て収穫する喜びを味わう、貴重な体験をした児童や生徒たちの感想を紹介します。

【問合せ先】 学校教育課 ☎ 029-240-7121 (直通)

さつまいもをうえたよ

六月六日、二年生のみんなで、さつまいものなえをうえました。ぼくは、四本うえました。ぼくは、さいしょは、なえがほうれんそうみたいだなと思いました。
土にマルチをかぶせてから、マルチがとばないようにしつこに土をかぶせました。くきがありませんでしたが、おれなにかしんぱいでした。おれなように、ていねいなえをうえました。
九月には、はっぱがたくさんあって、中に入れないほどふえています。はたけは、つるがたくさんで、



長岡小学校 二年二組 久保田 誠治
ジャングルのようでした。さつまいもをしゅうかくできるのがたのしみです。てんぷらにしたいです。

地域のみなさんありがとう

わたしたちは、ふだんできない貴重な体験をさせてもらいました。それは、地域の方が育てている畑で、トウモロコシのしゅうかく体験を四年生・五年生全員がさせてもらったことです。トウモロコシをしゅうかくするのがわたしは初めてでした。三月の終わりごろに種をまいて、約九十日でしゅうかくできるそうです。それまでも畑の土づくりをしたり、天気や気温を気にしたりする農家の方の苦労や工夫が分かってよかったです。学校では、理科の学習でゴーヤを育てているので、この体



大戸小学校 四年一組 雨谷 菜央
験を授業の中でも生かして、いろいろながんばりを地域の方々に見てもらいたいです。

農業体験をとおして

初めて農業体験をしてみても、作物を収穫するまでにはいろいろな苦労があり、簡単に栽培することができないのだと思いました。
最初にさつまいもを植えたとき、土の深さを考え、苗が折れないように、ていねいに植えなければならず、気を遣いました。でも、自分たちの手で、苗から育てる経験があまりなかったもので、とても楽しく体験することができました。
作物栽培は、楽しいことばかりではありません。草取りに行ったとき、あつという間にさつまいもより高く雑草が伸びてしまっていて、処理するのが大変でした。でも、いもの苗もつるがとも長く伸び、うれしさもこみ上げてきました。周りの大人の人たちは、「今年は天気が良くて、作物が育ちにくい。」と言っているのが心配です。登下校する際も、他の畑のさつまいもが気になるようになりました。
自分で実際に体験すると、今まで以上に作物に関心をもつ自分に気が付きました。
収穫できる日を楽しみに、これからも世話をしていきたいと思っています。



明光中学校 一年一組 大久保 来琉

悪質商法被害「語り寸劇」で対策紹介

9月18日(月)の敬老の日、下郷農村集落センターにおいて、町集落支援員による「語り寸劇」が実施されました。

寸劇では、「還付金等詐欺」や「オレオレ詐欺」をテーマに犯罪の手口を実演。言葉巧みにだまそうとする怪しい電話がかかってきたときには、一人で解決しようとせず、家族や消費生活センターに相談をすることが早期解決につながることを紹介しました。

町集落支援員は悪質商法を防ぐための啓発活動を行っています。ご希望の地区等は、町民協働課(☎029-291-8802)までご連絡ください。



詐欺を防ぐために

高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止街頭キャンペーンを実施



茨城県では9月を高齢者向け悪質商法・振り込め詐欺被害防止月間とし、各啓発活動を実施しました。

その一環として、町消費生活センターでは、9月11日(月)にカスミイオンタウン水戸南店前において、街頭キャンペーンを行いました。キャンペーンでは、買い物に訪れた方々に啓発パンフレットなどを配布し、困ったときには消費生活センターへの相談をするよう、呼びかけました。

早めの相談が 解決への近道に

「電話でお金の話」はすべて詐欺。
お金の話をされたら即決せず、すぐに相談を。

最近の「ニセ電話詐欺」の傾向として、架空請求詐欺や還付金等詐欺などの認知件数が増加していることがあげられます。特に一人暮らしの高齢者は狙われやすいので、そのような親族を持つ方は、日頃から連絡を取り合うことを心掛けてください。
また、悪質商法や消費者トラブルにより、納得できない契約や、トラブルに発展した場合に、一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。早めの相談が解決への近道です。



茨城町消費生活センター 田山 忠男 相談員

相談無料

消費者相談窓口

茨城町消費生活センター

☎029-291-1690 (直通)

相談時間 午前9時~正午
午後1時~4時

※土・日曜日、祝日を除く

消費者ホットライン

☎188

消費生活に関する身近な相談窓口を案内する共通の電話番号です。

悪質商法による被害、事業者とのトラブル、製品やサービスによる事故など、消費生活における不安や苦情、被害の相談に応じ、問題解決のための助言や情報提供、あっせんなどをします。